

有価証券報告書の訂正報告書

事業年度 自 平成18年4月1日
(第136期) 至 平成19年3月31日

住友信託銀行株式会社

E03627

第136期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

有価証券報告書の訂正報告書

本書は金融商品取引法第24条の2第1項に基づく有価証券報告書の訂正報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成20年3月21日に提出したデータに頁を付して出力・印刷したものであります。

住友信託銀行株式会社

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年3月21日

【事業年度】 第136期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 住友信託銀行株式会社

【英訳名】 The Sumitomo Trust and Banking Company, Limited

【代表者の役職氏名】 取締役社長 常 陰 均

【本店の所在の場所】 大阪市中央区北浜四丁目5番33号

【電話番号】 大阪6220局2121番(大代表)

【事務連絡者氏名】 本店総括部主任調査役 垣 内 義 弘

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番2号

【電話番号】 東京3286局1111番(大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部主任調査役 後 藤 健 一

【縦覧に供する場所】 当社東京営業部
(東京都千代田区丸の内一丁目4番4号)
当社神戸支店
(神戸市中央区御幸通八丁目1番6号)
当社横浜支店
(横浜市西区南幸一丁目14番10号)
当社名古屋支店
(名古屋市中区栄四丁目1番1号)
当社千葉支店
(千葉市中央区富士見一丁目1番15号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第136期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に記載漏れがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(8) <略>

(9) 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は取締役の選任及び解任の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

(10) <略>

(訂正後)

(1)～(8) <略>

(9) 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任及び解任の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任については、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

(10) <略>

(11) 自己株式の取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策を遂行できるようにすることを目的とするものであります。

(12) 中間配当の決定機関

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を目的とするものであります。